

令和8年度 加古川市児童クラブ利用選考基準

- ①児童クラブの利用には、児童クラブ利用申込書に記載のある同意事項への同意が必要です。同意がない場合は利用できません。
- ②利用申込受付期間内に定員を超える申込がある場合は、下記の利用選考基準表に基づき選考を行います。

<利用選考基準表>

調査項目 保護者の状況			基礎 点数	保 護 者 の 状 況								小計		調 整 点 数	合 計
				労働従事日数				労働従事時間				父	母		
				10日	10日	15日	21日	～	～	～					
				未満	～ 14日	～ 20日	以上	15:30 まで	16:00 まで	16:30 まで	16:31 以降				
勤 務	被用者・ 自営業主		1 0	－ 5	－ 3	－ 1	0	－ 3	－ 2	－ 1	0				
	自営業専従者		8	－ 5	－ 3	－ 1	0	－ 3	－ 2	－ 1	0				
	内 職		5	－ 5	－ 3	－ 1	0	－ 3	－ 2	－ 1	0				
通 学			8	－ 5	－ 3	－ 1	0	－ 3	－ 2	－ 1	0				
疾 病	入 院		1 0	注1 障害の程度は、次のいずれかに該当する者とする。 ＜重度＞ 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 ＜中度＞ 身体障害者手帳3・4級 療育手帳B(1)判定 精神障害者保健福祉手帳2級 ＜軽度＞ 身体障害者手帳5・6級 療育手帳B(2)判定 精神障害者保健福祉手帳3級 注2 疾病・看護については、その状況が一年間継続されることが見込まれることを条件とする。											
	一般療養	常時安静	8												
		通院加療	6												
障 害	重 度		1 0												
	中 度		8												
	軽 度		6												
看 護	常時付添		8												
	通院付添等		5												
出 産			7												
特 例 に よ る 場 合			状況による												

調整点数（証明書等の提出が必要な場合があります）

項 目	内 容	点数
児 童 の 学 年	1年生	＋ 5
	2年生	＋ 3
	3年生	＋ 1
	4年生	－ 1
	5年生	－ 2
	6年生	－ 3
保 護 者 の 状 況	保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・長期間の単身赴任・行方不明等によりいない（長期間の単身赴任の保護者は、基礎点数が0となり調整点数のみとなります。）	＋ 1 1
家 庭 の 環 境	児童の健全な成長が損なわれる恐れがある（関係機関からの意見書が必要）	＋ 3

点数が同点の場合の優先順位

1	前年度以前の「保護者負担金」または「使用料」の滞納のない者を優先
2	利用児童の学年が異なる場合、学年の小さい者を優先
3	「基礎点数」の合計が高い者を優先
4	利用児童に、より点数の高い弟妹がいる者を優先
5	保護者が勤務の場合、労働従事時間の長い者を優先
6	保護者が勤務の場合、勤務先が児童クラブから遠い者を優先
7	「勤務中」と「勤務予定」の場合は、「勤務中」を優先